

様式第2号（第5条関係）

29年 9月 19日

出張報告書

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町議会議員

大井賢治



このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

1 期 日 平成29年 7 月 28 日 ～ 平成29年 7 月 30 日まで

2 旅 行 先 東京都

3 目 的 宮本正一氏セミナーと市民と議員の糸例づくり交流会議参加
(賛同準備の成果的な方法)

4 関係書類 別紙のとおり

85.680.



日 時	平成29年7月28日 14:00 ~ 16:30
視 察 先	東京都 TKP東京駅八重洲カフエインセンター
調査事項	質問準備の効果的な方法
対 応 者	宮本正一氏 日本公共経営研究所代表
1. 視察目的	1. 質問準備の効果的な方法について.
2. 視察内容	1) あなたの経歴から質問を作る
① 背景	◦ 経歴の棚卸しをしているか
② 特徴	◦ 経歴の仕入れをしているか
3. 主な質疑	◦ 後背効果を、バカにしてはいけない
4. 考 察	2) あなたの公約から質問を作る.
(感想、政策提言、課題など)	◦ 選挙出馬時の公約
	◦ 調査結果の集大成
	◦ 選挙出馬前の確認
	◦ 総合計画、まち、ひと、しごと戦略テーマ
	3) 質問のネタを探すことがなくなる議員活動
	◦ 国、道からの入手方法 → HP、担当者
	◦ メディア等からの情報収集 → 記者、クラブ利用
	2. 質問とは、
	市町村の行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものである.
	質問の範囲
	◦ 市の市町村の行財政全般である
	◦ 具体的には、自治事務、法定受託事務であるを問わず、市町村が処理する一切である

3. 質問の効果

・所信をただすことにより、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明らかにさせたり、結果としては、現行の政策を変更、是正させあるいは新規の政策を採用させるなどの目的にと効果が
ある。

日 時	平成 29 年 7 月 29 日 13:00 ~ 30 日 16:00
視 察 先	東京都 法政大学 市谷キャンパス 外環校舎
調査事項	市民と議員の条例づくり交流会議 1. 今あらためて 議選 監査委員を考える。 2. 新公会計制度と決算審査
対 応 者	山梨学院大学 江藤 俊昭 氏 習志野市会計管理者 宮澤 正泰 氏
1. 視察目的	1. 議選監査制度と議会について。
2. 視察内容	2. 新公会計制度と決算審査について。
① 背景	
② 特徴	
3. 主な質疑	① 現行法体系による多様な監視機能
4. 考 察	1) 検査、監査請求、調査、決算認定、予算を 含めた議決権等、
(感想、政策提 言、課題など)	2) 視察等により調査は可能
	② 議選の選抜制を考える。
	1) 監査委員制度が設置された際、議会 の監査機能、具体的には実地検査権が 監査委員に移行した。議選をなくす 場合には特に、実地検査権を議会に 戻す必要がある。また議会による監査委員 の選考は、今後の検討課題である。
	2) 監査委員の担い手、監査委員事務局の充実 の課題だ。監査制度の充実といっても 大規模自治体ならともかく小規模自治体 では、監査委員事務局が設置されてない 自治体も多く、されていても総務課や、議 会事務局職員と併任などの問題、議員 を担う人がいないなどの問題もある。

規制の緩和、廃止の時代だが、せめて市町村でも、議会事務局とともに監査委員事務局の必置が必要だ。

3) 今般の検討課題は、自律性があるから監査委員は、執行機関である。議員は執行機関と兼職するというのは、極めて異質なものである。歴史上の妥協点ではあり、議選は、次善の策だった。今後は、それらの整合性が期待される。今回の議選の選抜制も次善の策だといえよう。

4) 議選制度の選抜制について、選抜については地方制度調査会の議論が必要で、専門性や議会も対象だ。現状の議選委員の存続を続けるなら、原則の再確認をし、現行の予算、決算委員会には入らない、一般質問はしないで中立性を取り、特別な情報を持つ。又監視、提言にいかす。

廃止の場合は、自治法改正し、実地検査権、資料請求権を取り戻し議会基本条例で規定を作らなければならぬ。

5) 以上を考えると、現実栗山町に於いては、議選を続け、監査委員に対し、予算委員会にて、質問権を与えて、予算の流れを知っている方から、監査の時に役立っている事を考えたい。

本町は又、資料請求権があるので、現状で良いと思う。

2. 新公会計制度と決算審査について

1) 現行の現金主義会計について

現金主義会計は、日本国憲法からの要請で昭和22年5月施行され、その中で

収入とは国の各般の需要を満たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい、支出とは、国の各般の需要を満たすための現金の支払いをいう。

現金主義会計は税金(お金)の使い道を決め(予算)、その結果(決算)を住民に説明するために役立っている。

2) それに対し、発生主義会計は、儲けの会計であり、信用取引の増大に伴い、売上原価の算定など正しい儲けの算定が現金主義会計ではできないことから企業会計は、発生主義会計に移行した。

複式簿記を使い、「取引を2つの面から記録」、「5つの要素から分類」し、

その結果として「貸借対照表」と「損益計算書」が作成されるということです。

政府は、地方公共団体に対し企業会計の慣行を参考とした貸借対照表、その他の財務書類の整備に関し、必要な情報の提供、助言、その他の協力を行うものとした。

目的は、資産、債務改革にあつて、複式簿記の導入と、固定資産台帳の整備が求められている。

今回の公会計改革は、法制化ではなく、財政分析の調査から始まった。